高齢者・障がい者の消費者被害についての

電 話 ・ 出 張 相 談

福祉従事者等まわりの方からの電話相談を受け付けます

高齢者や障がい者の方が、消費者被害に遭われた場合、**ご本人は被害に遭われたこと自体に気付かないことが多い**と思われます。他方、普段、ご本人のケアをしているご家族、ケアマネジャーやヘルパーの方、民生委員、親族後見人等は、ご本人が消費者被害に遭われているのではと気付いた場合でも、ご本人に自覚がないと、法律相談等を利用するのが難しくなります。

そこで、そのような場合の被害救済に結びつけるため、**福祉従事者等まわりの方からお電話で相談を受け付け、必要に応じてご本人のところに出張相談をする制度**を東京の三弁護士会で始めました。どうぞ、高齢者や障がい者の方がトラブルに巻き込まれているのではと少しでも気にかかることがある場合は、お気軽にご連絡ください。

≪電話相談の申込みができる方≫

①ご家族、後見人、保佐人、補助人
②区、消費生活センター、社会福祉協議会、
　地域包括支援センター、介護事業所等の職員
③ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員等の福祉従事者

≪相談できる消費者被害の例≫

架空請求、インターネット・トラブル、原野商法、
投資被害、オーナー商法、訪問販売、リフォーム詐欺、次々販売、
送り付け商法、貴金属押し買い等

≪申込方法≫

本チラシ裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、ＦＡＸでご連絡ください。
２～３日を目途に、担当弁護士から、お電話をいたします。

≪相談について≫

弁護士が電話で相談内容についてお聞きし、訪問をするのが適当と判断した場合、出張相談をいたします（但し、２３区内に限り、原則として相談申込者の立ち会いが必要です）。

電話相談は無料です。出張相談は、福祉関係者など職務上で高齢者等のために電話相談をされた方の希望により実施する場合、無料となる場合がありますので、電話相談のときにご確認ください（有料の場合は、出張相談１回につき１万１０００円（税込）の相談料をいただきます）。

≪事件処理の依頼について≫

相談担当弁護士に事件処理の依頼をしていただくこともできます。

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
【問合せ先】東京弁護士会　法律相談課　（TEL：03-3581-2206）
第一東京弁護士会　人権法制課　（TEL：03-3595-8583）
第二東京弁護士会　人権課　（TEL：03-3581-2257）

高齢者･障がい者の消費者被害についての電話相談申込書

連絡先　東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
〒100－0013　東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館
Ｆ　Ａ　Ｘ　０３－４４９６－５０４８

年　　月　　日

連絡者	機関名/事業所名 連絡者氏名　　被害者との関係（　　） 電　話　（　　）　　ＦＡＸ　（　　）
被害者	住　所　　区のみ記載してください 年齢　　歳代　男・女
被害者ご本人の意向確認	被害者ご本人は本相談への申込みを了解していますか。 （はい・いいえ） ＊被害者ご本人のご了解がなくとも申し込みは可能です。

以下について、お分かりの内容があればご記入下さい。

1　何の契約のトラブルですか。

品名（契約）件名　（　　）

2　契約日はいつですか。（　　年　　月　　日　・　不　明）

3　契約の相手の会社名は。（　　）

4　被害に遭った金額は。（　　）

5　契約の経緯は。（訪問されて・電話勧誘・路上で・通信販売・

その他　　）

6　契約書等関係書類は。（ある・ない）

書類名　契約書・領収書・見積書・納品書・その他（　　）

7　その他（弁護士に伝えておきたい事項など）

＊申込後２～３日を目途に、担当弁護士より、上記連絡先にお電話させていただきます。

有効期間：2020/04/01～2023/03/31